

令和7年8月22日

水戸市高齢福祉課

水戸市地域包括支援センター運営業務に係る委託料の取扱いについて

水戸市地域包括支援センター運営業務受託候補法人公募要領7ページに記載している委託料の対象となる経費について、備品の購入に当たるものは計上できませんので、見積に含めないよう留意してください。

※備品・・・その性質又は形状を変えずに2年以上にわたって使用に耐える物、かつ、1点当たり5万円以上の物

以下に、委託料及び事務所賃借料へ計上する際の基準を例示しますので、参考にしてください。

1 委託料の例示

大分類	小分類	委託料等への計上
自動車	購入費	不可
	リース（レンタル）料	可
	オイル等の自動車の運行に要する消耗品の購入費・交換費	可
	タイヤの購入費・交換費、修繕費	可
	自動車に係る税金、任意保険料	可（リース料に含める契約も可）
	燃料費	可
パソコン	購入費	備品に該当しない場合は可
	リース（レンタル）料	可
	保守費	可（リース料に含める契約も可）
	インターネット接続費	可
複合機	購入費	備品に該当しない場合は可

大分類	小分類	委託料等への計上
	リース（レンタル）料	可
	保守費	可（リース料に含める契約も可）
	トナー及び用紙等の複合機の使用に要する消耗品の購入費	可（リース料に含める契約も可）
パーティション	購入費	備品に該当しない場合は可
	リース（レンタル）料	可
机，椅子，書棚，電話機	購入費	備品に該当しない場合は可
	リース（レンタル）料	可
文房具	購入費	可（備品に該当する場合は不可）

2 事務所賃借料の例示

大分類	小分類	委託料からの支出
事務所	工事費，購入費	不可
	修繕費	不可
	賃貸借料	可
	看板の作成及び設置に要する費用	可
駐車場	工事費，購入費	不可
	賃貸借料	可